

内容見本  
(A5判縮小)

第2章 第5節 「高度専門職」

第5節 「高度専門職」

第1 在留資格の概要

1 4つの区分

高度人材外国人の受入れの促進等を図るための出入法の一部を改正する法律(平成26年6月18日法律第74日に可決成立し、在留資格「高度専門職(1号イロハ)度専門職(2号)」が創設されました(平成27年4月1日)。 「高度専門職」の在留資格については、入管法別表第1の項の下欄の1号イ、1号ロ、1号ハ及び2号とにそれぞれ別の在留資格として扱われます(法2の2)。 「高度専門職」の在留資格をもって在留する外国人が異なる活動を行おうとする場合は、在留資格変更許可が必要です。

また、「高度専門職(1号イ)」、「高度専門職(1号ロ(1号ハ))」をもって在留する外国人については、「法務省の公職の機関」(法別表1の2「高度専門職」下欄1号イないし格の変更として扱われます(法301かっこ書)。 それに3号)については、入管法別表第1の2の表の「高度専門職イないしハに掲げられている活動の所属機関となる

ます(法19の16②)。

5 在留カードの有効期間

在留資格「高度専門職(2号)」をもって在留する外国人の在留カードの有効期間は7年とされます(法19の51①)。 なお、在留資格「高度専門職(1号イロハ)」をもって在留する外国人の在留カードの有効期間は、在留期間満了日までです(法19の51③)。

【在留資格「高度専門職」の概要】

	所属機関等に 関する届出義務	所属機関 やイロハ の区分が 変更した 場合の在 留資格変 更の要否	在留資格取消制度 の適用	在留 期間	在留カ ードの有 効期間
「高度専門職(1号イ)」「高度専門職(1号ロ(1号ハ))」 高度学術研究活動	有	必要	有(法22の41⑥) の活動不継続期間 は3か月	5年	在留期間満了日まで
「高度専門職(1号ロ(1号ハ))」 高度学術研究活動	有	必要	有(法22の41⑥)	5年	在留期間満了日まで

【在留特別許可願出書例】

在留特別許可願出書

法務大臣 殿  
〇〇入国管理局長 殿

願出人 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇  
(生年月日 〇〇〇〇  
(国籍 〇〇)

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号  
〇〇〇〇ビル〇階  
〇〇〇〇法律事務所  
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇  
FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇  
上記願出人代理人弁護士 〇

〇〇〇〇(以下「願出人」といいます)については、下記の事由が多数存在しますので、在留特別許可(出入国管理法50条1項)を強く願ひます。

記

第1 在留特別許可の許可判断における積極要素と消極要素及総合判断

願出人に対する在留特別許可の許可判断において、関連する臨床医「入管法判例分析」207頁ないし409頁(日本加除出版、

を継続してきた願出人について、そのことを重視せずに、在留特別許可を与えずに強制送還し、その生活基盤を根拠から奪うことは、長期にわたるとはいえず(後記2のとおり約〇年間)、しかも多額の犯罪収益を得たともいえず、逮捕もされていない(刑に処せられていない)不法就労長行為を消極的に考慮する余り、願出人の日本における生活実態を無視し、人道的配慮に著しく欠けたものとして違法といわざるを得ません(名古屋高裁平成28年1月27日判決(裁判所HP、甲15「名古屋高裁平成28年1月27日判決」参照)。

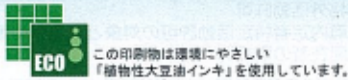
イ その他人道的配慮を必要とするなど特別な事情があること(在留特別許可に係るガイドライン第1 積極要素 2(6))  
願出人及びその夫たる〇〇〇〇をよく知る多くの者から、願出人に対する寛大な措置を願う願願がなされています(甲16「〇〇〇〇からの願願書原本」、甲17「〇〇〇〇からの願願書原本」、甲18「〇〇〇〇からの願願書原本」、甲19「〇〇〇〇からの願願書原本」、甲20「〇〇〇〇からの願願書原本」、甲21「〇〇〇〇からの願願書原本」、甲22「〇〇〇〇からの願願書原本」、甲23「〇〇〇〇からの願願書原本」、甲24「〇〇〇〇からの願願書原本」、甲25「〇〇〇〇からの願願書原本」)。

〇〇〇〇の親族全員が、願出人を愛する家族の一員として温かく受け入れており、寛大な措置を強く願っています。特に、〇〇〇〇の妹の〇〇〇〇及び〇〇〇〇が、「〇〇〇〇です。」「〇〇〇〇ください。お願いします。」「〇〇〇〇です。〇〇〇〇ください。〇〇〇〇は、〇〇〇〇ください。」「(甲21「〇〇〇〇からの願願書原本」、甲22「〇〇〇〇からの願願書原本」と心から願願している事実は重視すべきです。仮に願出人と〇〇〇〇の関係が一時でも綻びていたとすれば、〇〇〇〇によってこのような心のこもった強い願願がなされるはずはありません。願出人と〇〇〇〇が、いつ何時も本当に深い絆で結ばれ、親族とも家族ぐるみで本気でつきあってきたからこそ、〇〇〇〇をしてここまで独自の心のこもった願願がなされているものです。万が一、願出人に在留特別許可を与えずに強制送還した場合、人格形成期にあるこの〇〇〇〇に対し、極めて強い心のダメージを与えることは間違いなく、こうした点からも、願出人に対し、多くの者から願願されている事実に鑑み、

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
総務本誌 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市馬町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大船町3丁目3番13号  
(2021.6) 509951



〔新版〕

詳説

入管法の実務

—入管法令・内部審査基準・実務運用・裁判例—

著

弁護士 山脇 康嗣

定評のある実務必携書が七年ぶりのリニューアル!



- ◆在留資格の要件や各種手続等の入管実務全般について、審査基準や裁判例等を踏まえて具体的かつ詳細に徹底解説しています。
- ◆在留資格ごとに「事例」を掲載し、手続や実務上のポイントを解説しています。
- ◆入国在留審査関係申請取次行政書士としても豊富な実務経験を持つ弁護士が執筆しています。
- ◆平成28年入管法改正などの法令の改正、審査基準の変更、新裁判例及び実務運用の変更を盛り込んでいます。

A5判・総頁852頁  
定価 8,250円(本体7,500円)  
送料460円

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!

〈電子版〉  
定価6,600円(本体6,000円)

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



